

令和3年度 部活動に係る活動方針

令和3年4月確認

1 部活動の意義

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとして学校教育活動の一環として、スポーツ、文化、科学等の振興を大きく支えてきた。

また、部活動は学級や学年を離れて生徒が異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、大きな教育的意義を有するものである。

このように、部活動は生徒のスポーツ活動・文化活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼感をより高め、学校、家庭、地域との一体感の醸成にもつながるものである。

2 部活動の目標

1の部活動の意義を踏まえ、本校の学校教育目標「自ら学び しなやかな心をもった たくましい生徒の育成」の達成を目的として、次の4つの目標を設定する。

- (1) 共通の興味・関心をもつ生徒による集団活動を通して、他と協調する態度を身に付け、豊かで充実した学校生活を送る。
- (2) 情操豊かな信条、苦難に打ち勝つ忍耐力、たくましい身体を培うと共に、各種の技能の向上を図る。
- (3) 自律的、自主的な生活態度を養い、正しいマナーや礼儀、ルールを守る習慣などの社会性の育成を目指す。
- (4) 健全な興味や豊かな教養・技能を育て、余暇の善用と能力、適性の発見・伸長を図る。

3 活動に関わる規定

(1) 活動時間

- ・平日の活動は2時間程度とする。
- ・学校の休業日の活動は3時間程度とする。
- ・できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 部活動終了下校時刻（完全下校時刻）

実施期間	完全下校	実施期間	完全下校
4月中旬から5月中旬	17:40	11月から11月中旬	16:40
5月中旬から6月中旬（支部総体まで）	18:15	11月中旬から12月	16:30
6月中旬から7月	18:00	1月	16:30
8月から10月中旬（支部新人戦まで）	17:40	2月	17:00
10月中旬から10月末	17:10	3月から4月中旬	17:30

(3) 休養日の設定

- ・学期中は、週当たり平日を1日、土・日を1日、合計2日の休養日を設ける。
- ・平日の「きずなの日」は、部活動は行わない。

- ・教育内大会等の4週間前は、学校長が認めた場合に限り土・日両日活動することができる。
その場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・土・日に大会・コンクール参加等で上記の休養日が設定できなかった場合は、翌週に休養日を設定する。

(4) 活動計画の提出等

顧問は、年間の活動計画並びに月ごとの部活動計画を学校長に提出し、承認を得る。また、学校の休業日の活動は、学校長の許可を得て、顧問教師の指導の下により実施する。

(5) 活動時間の延長について

教育内大会等の2週間前は、学校長了承の下、全職員に連絡し実施時間を延長することができる。(ただし、5月中旬から6月中旬は延長を認めない)

(6) 学校閉庁日

県民の日(11月20日)、学校創立記念日(11月27日)、盆休み(8月13日～15日)、年末年始の休日(12月29日～1月3日)は休養日とする。

(7) 定期試験前

5日間部活動を停止する。ただし、教育内大会等にかかわる場合は、学校長の判断により、活動を認める場合がある。

(8) 長期休業日の部活動

- ・夏季休業日は10日以内、冬季休業日は5日以内とする。ただし、教育内大会等にかかわる場合は、学校長の判断により、追加の活動を認める場合がある。
- ・関東、全国大会出場等のやむを得ない事情を除き、夏季休業中は学校閉庁日等を利用し、5日間程度のまとまった休養日を設ける。

(9) 服装

学校指定の体育着か、部で決められた練習着または、ユニホームとし、それ以外のものは禁止する。土・日・祝日の部活動への登校は、制服または体育着、部で決められた練習着とする。

(10) 土・日・祝日の活動時の登下校方法

自転車通学許可者以外は、土・日・祝日の活動も自転車での登校はできない。また、自転車登校を希望する者は、自転車損害賠償責任保険等へ加入し、自転車点検及び通学許可を得ること。

4 学校単位で参加する大会等の見直し

学校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者、保護者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

5 設置部

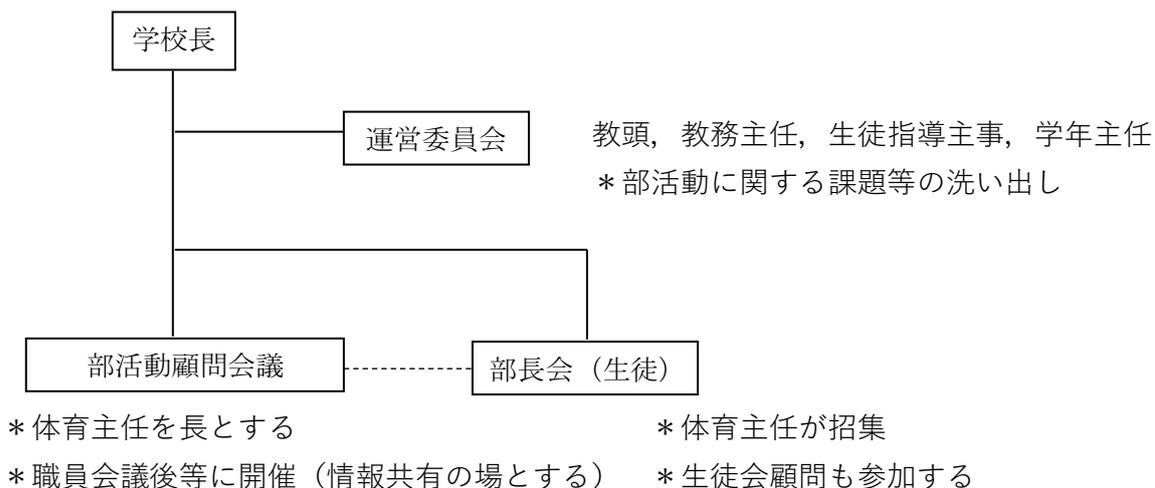
○常設部(年間を通して設置される部)

ハンドボール、ソフトテニス男子、ソフトテニス女子、サッカー
バスケットボール男子、バスケットボール女子、吹奏楽

○季節部(季節を限って設置される部) *常設部の活動に影響のない範囲での活動とする。

陸上、水泳

6 組織図



7 活動に際しての留意事項

(1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動を進める

運動部顧問等は、スポーツ医・科学の見地から「トレーニング効果を得るためには休養を適切にとることが必要であること」「過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上には繋がらないこと」等を正しく理解する。また、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツや文化に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒が燃え尽きることなく、技能や記録の向上などの個に応じた目標達成に向け、各種目等の特性等を踏まえた科学的な見地に立った練習法・トレーニングを積極的に学び・取り入れることに努める。それに伴い、休養を確保しながら、短時間で効果が得られる指導を心掛ける。

文化部顧問等は、休養を適切に取る必要があること、また、その活動内容に即しながら過度の練習が様々なリスクを高めること等を正しく理解するとともに、生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が燃え尽きることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する養護教諭、保健体育担当の教師等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 指導する際の留意点

①科学的トレーニング・合理的な練習方法

運動部顧問等は、自身のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、スポーツ医・科学の研究結果を積極的に取り入れ、指導場面で活用することが重要である。その際は、指導する対象生徒の発育・発達段階を踏まえて適切に行う。

文化部顧問等は、関係団体等が作成した文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部活動の指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

②安全対策の徹底

顧問等は、自身はもとより生徒の安全意識を高め、日頃から事故を未然に防ぐことができるように施設・設備・用具の点検や、安全確認の習慣化を図り、健康や環境に十分に留意して活動に取り組む。

③スポーツ障害、バーンアウトの予防

顧問等は、短期間の成果のみを求める活動によって、生徒の将来にまで深刻な影響を与えることがあることを十分に認識する。また、練習のねらいを明確にし、短時間で達成感を味わうことができる活動となるよう工夫する。

④体罰等の根絶

体罰は、学校教育法第11条において禁じられている。すべての者が「体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、それらを根絶する取り組みを徹底する。また、部活動内の先輩・後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように留意しなければならない。

⑤女子特有の健康問題への正しい理解

思春期女子特有の健康問題には、月経関連疾患がある。特に「運動性無月経」は運動に見合った食事が摂れていないことで起こる。「無月経」になると女性ホルモンが低下し、疲労骨折のリスクが高まるため、顧問等は生徒が相談しやすい環境づくりに努める。また、そのような症状が見られる生徒には「減少した体重を回復させる」「運動量に合った食事を採らせる」などの適切な対応をする。

⑥保護者との適切なコミュニケーションを心掛ける

保護者からの意見や要望に耳を傾けると共に、保護者に対して、活動の目的や内容、顧問の考えや意図を伝える機会・方法を持つことを心掛け、協働して健全な部活動が行われるような体制を構築する。